

NEWS RELEASE



(総合企画グループ)

〒690-0003 松江市朝日町 484 番地 19

TEL (0852) 24-1234 代表

平成 30 年 6 月 29 日

SBI 証券との業務提携について

島根銀行（頭取 鈴木良夫）は、株式会社 SBI 証券（本社：東京都港区、代表取締役社長 高村正人、以下 SBI 証券）と提携し、今秋を目途に金融商品仲介業サービスを開始することとなりましたのでお知らせいたします。

金融商品仲介業サービスの開始により、SBI 証券が取り扱う、様々な金融商品・サービスを提供し、お客様の資産形成をサポートすることが可能となります。

当行は、今後ともお客様のニーズにお応えできる商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. サービス開始予定日

平成 30 年秋ごろ

※正式決定後、ホームページにて改めてお知らせいたします。

2. サービス概要

SBI 証券から金融商品仲介業の業務委託を受け、金融商品・サービスの提供を行います。

今回の提携により、お客様は当行のホームページを介して SBI 証券の証券総合口座を開設し、SBI 証券が取り扱う様々な金融商品を購入することが可能となります。

【SBI 証券の概要】（平成 30 年 3 月末現在）

商号	株式会社 SBI 証券
本店所在地	東京都港区六本木 1-6-1
代表者	代表取締役社長 高村正人
資本金	483 億 2,313 万円
金融商品取引業者登録番号	関東財務局長（金商）第 44 号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【金融商品取引法に係る表示】

商号	株式会社島根銀行
登録金融機関登録番号	中国財務局長（登金）第 8 号
加入協会	日本証券業協会

【金融商品仲介業務に関するご注意事項】

- ・当行は金融商品仲介を行う登録金融機関として、SBI証券を委託金融商品取引として金融商品仲介を行っています。
- ・金融商品仲介における金融商品等は、預金ではなく預金保険制度の対象ではありません。
- ・ご購入いただいた金融商品等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預かりの上、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破たんした際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保全されます。万一、委託金融商品取引業者が破たんした際に、分別管理に不備がありお客さまの資産を変換できなくなった場合、「投資者保護基金」により1名あたり1,000万円まで補償されます。
- ・当行は委託金融商品取引業者とは別法人であり、金融商品仲介のご利用にあたっては委託金融商品取引業者の証券口座の開設が必要です。
- ・当行が本業務においてご案内する金融商品やサービスは、委託金融商品取引業者によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ・SBI証券で取り扱っている商品等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により、価格が変動し、損失が生じる恐れがあります。
- ・SBI証券の証券総合口座の口座開設料・管理料は無料です。
- ・SBI証券で取り扱っている商品等へのご投資には、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。
- ・各商品等への投資に際してご負担いただくリスクおよび手数料等は商品ごとに異なりますので、詳細についてはSBI証券Webサイトの当該商品のページ、金融商品取引法に係る表示または契約締結前交付書面等をご確認ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 業務企画グループ
担当：金村 TEL (0852) 24-1240